

電気設備工事 特記仕様書						
1. 工事概要						
1. 工事場所 宮古市花輪第4地割 地内						
2. 建物概要						
建物名称	構造	階数		延面積 (㎡)	消防法施行令別表第1の区分	備考
校舎棟	RC造、木造	地上	地下	2,055.11㎡		
屋内運動場、777㎡棟	RC造、S造	1		1,025.68㎡		
プール付風機	木造	1		65.07㎡		
3. 工事種目 (●印の付いたものを適用する。)						
工事種目	建物別	工 事 種 目			備 考	
		校舎棟	屋内運動場棟	クラブハウス	プール付風機	
● 電 灯 設 備		●	●	●	●	
○ 動 力 設 備						
○ 電気自動車用充電設備						
○ 電 熱 設 備						
○ 雷 保 護 設 備						
○ 受 変 電 設 備						
○ 電力貯蔵設備						
○ 発 電 設 備						
○ 構内情報通信設備						
○ 構内交換設備						
○ 情報表示設備						
○ 映像・音響設備						
○ 拡 声 設 備						
○ 誘導支援設備						
○ テレビ共同受信設備						
○ 監視カメラ設備						
○ 駐車場管制設備						
○ 防犯・入室管理設備						
○ 火災検知設備						
○ 中央監視制御設備						
○ 構内配電線路						
○ 構内通信線路						
○ 電波障害調査						
○ 建築工事						
○ 機械設備工事						
4. 指定部分 ●なし ○あり 範囲:						
II. 工事仕様						
1. 共通仕様						
(1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁管理課部定の下記仕様書等のうち、●印が付いたものを適用する。						
● 公共建築工事標準仕様書(電気設備工編) (最新版) (以下「標準仕様書」という。)						
● 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工編) (最新版) (以下「改修標準仕様書」という。)						
● 公共建築設備工事標準図(電気設備工編) (最新版) (以下「標準図」という。)						
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの特記仕様書を通する。なお、機械設備工事の特記仕様書は(/) 図、建築工事の特記仕様書は(/) 図による。						
2. 特記仕様						
●印の付いたものを適用し、○印の付いたものは適用しない。						

● 環境への配慮					
(1) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成28年2月閣議決定)」による特定調達品目の場合は判断の基準等を満たすものとする。					
(2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。					
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。					
② 接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。					
③ 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含む)又は難燃性の可塑剤を除くことが追加されていない材料を使用する。					
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを含有しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。					
(3) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。					
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料					
② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料					
③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料					
④ 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料					
施工範囲 図面に特記なき場合は、「工事区分表」による。					
耐震措置の計算及び施工方法は、次に示す事項以外、すべて建築設備耐震設計・施工指針(独立行政法人建築研究所 監修2014年版)による。					
(1) 設計用水平地震力 機器の重量[kgf]に、設計用水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合は、設計用標準水平地震度は、次による。 設計用標準水平地震度					
	機器種別	○ 特定の施設		○ 一般の施設	
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
屋上及び塔屋	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
地階・1階	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
地階・1階	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
・上層階とは2〜6階建の場合は最上階、7〜9階建の場合は上層2階、10〜12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。					
・中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの					
・重要機器は次のものを示す。					
○ 動力盤	○ 発電装置(防災用)	○ 直流電源装置			
○ 交流無停電電源装置	○ 交換機	○ 自動火災報知受信機			
○ 中央監視装置	○ パワーコンディショナ	○			
○	○	○			
(2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。					
○ (建築工事の部) 特記仕様書による。					
○ 監督職務事務					
○ 設けない。(規模及び仕上げの程度、設置する備品の種類及び数量は工事補足説明事項による。)					
○ 設けない。					
● 足場その他					
○ 別契約の関係受注者が設置したものは無償で使用できる。					
● 本工事で設置する。(仮設工事1-2参照)					
足場を設ける場合は、「1手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。					
○ 内部足場	種別	○ A種	○ B種	○ C種	○ E種
		○ F種	○ G種		
○ 外部足場	種別	○ A種	○ B種	○ C種	○ D種
		○ F種			
○ 防護シート	○ 設置する	○ 設置しない			
○ 材料、撤去材等の運搬方法(建築工事編2.2.1表2.2.2による。)					
○ 仮設即仕切り	種別	○ A種	○ B種	○ C種	○ E種
● 既設部分の養生	● 行う	(○)			

● 仮設工事 1-1	● 完成時の提出図書 ※監督員の指示による
------------	--------------------------

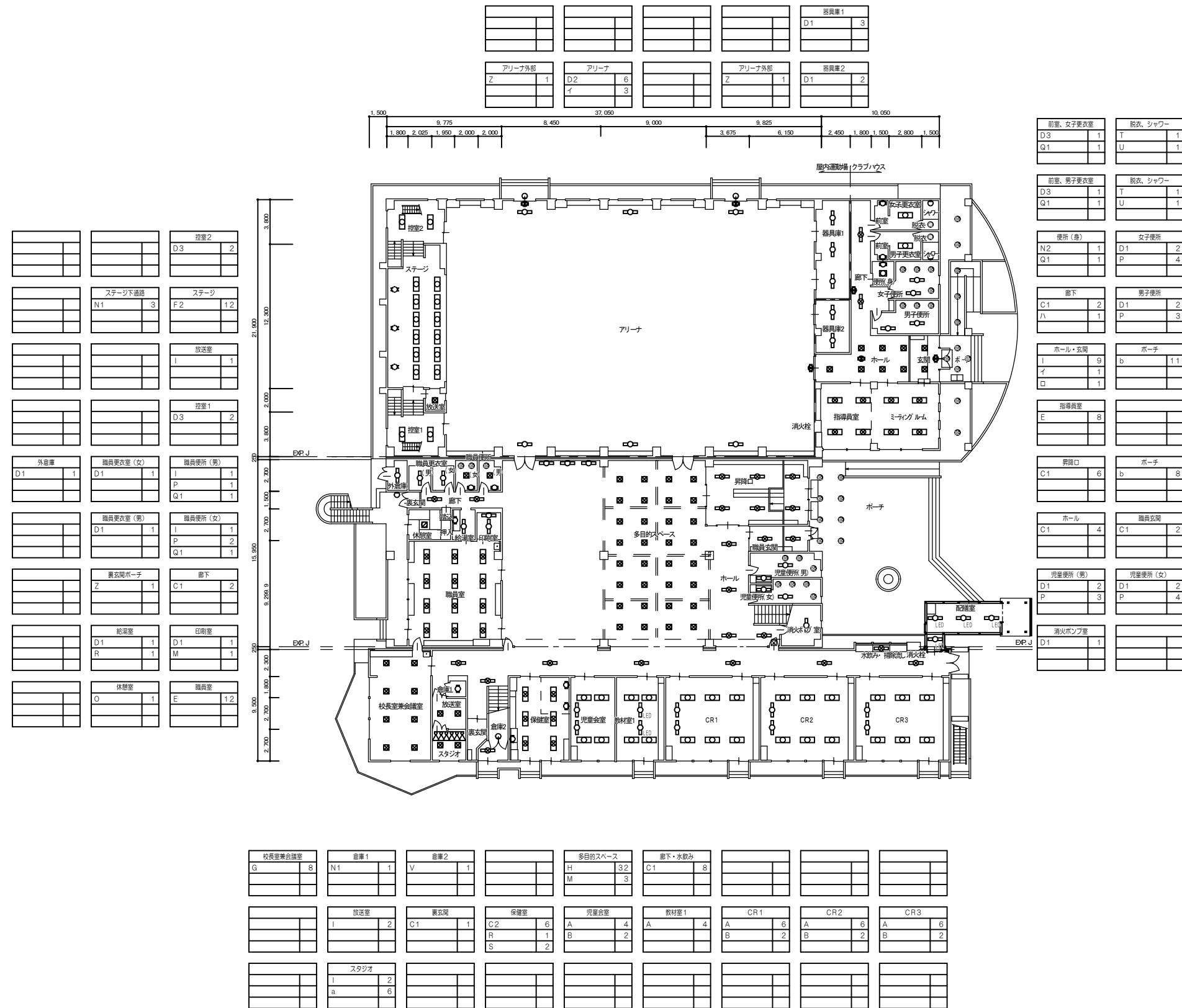
項目	特記事項																					
○ 適用区分 (建築工事に準ずる)	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速(V ₀)= 地表面粗度区分() ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表()																					
● 電気工作物保安規定	電気主任技術者の自家用電気工作物保安規程を適用する。																					
● 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行う。																					
● 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。 ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 材 名</th> <th>製造業者等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・蛍光灯器具(防塵照明器具及び防災用照明器具を除く)</td> <td rowspan="19"></td> </tr> <tr> <td>○LED照明器具(一般屋内用に限る)</td> </tr> <tr> <td>・照明制御装置</td> </tr> <tr> <td>・可変速電動機用インバータ装置</td> </tr> <tr> <td>○分電盤</td> </tr> <tr> <td>・制御盤</td> </tr> <tr> <td>・キュービクル式配電盤</td> </tr> <tr> <td>・高圧スイッチギア(DW型)</td> </tr> <tr> <td>・高圧スイッチギア(PW型)</td> </tr> <tr> <td>・高圧交流遮断器</td> </tr> <tr> <td>・高圧変圧器(特定機器)</td> </tr> <tr> <td>・高圧進相コンデンサ</td> </tr> <tr> <td>・高圧機流ヒューズ</td> </tr> <tr> <td>・高圧負荷開閉機</td> </tr> <tr> <td>・直流電源装置、交流無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>・太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)</td> </tr> <tr> <td>・監視カメラ装置</td> </tr> <tr> <td>・中央監視制御装置</td> </tr> </tbody> </table>	機 材 名	製造業者等名	・蛍光灯器具(防塵照明器具及び防災用照明器具を除く)		○LED照明器具(一般屋内用に限る)	・照明制御装置	・可変速電動機用インバータ装置	○分電盤	・制御盤	・キュービクル式配電盤	・高圧スイッチギア(DW型)	・高圧スイッチギア(PW型)	・高圧交流遮断器	・高圧変圧器(特定機器)	・高圧進相コンデンサ	・高圧機流ヒューズ	・高圧負荷開閉機	・直流電源装置、交流無停電電源装置	・太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)	・監視カメラ装置	・中央監視制御装置
機 材 名	製造業者等名																					
・蛍光灯器具(防塵照明器具及び防災用照明器具を除く)																						
○LED照明器具(一般屋内用に限る)																						
・照明制御装置																						
・可変速電動機用インバータ装置																						
○分電盤																						
・制御盤																						
・キュービクル式配電盤																						
・高圧スイッチギア(DW型)																						
・高圧スイッチギア(PW型)																						
・高圧交流遮断器																						
・高圧変圧器(特定機器)																						
・高圧進相コンデンサ																						
・高圧機流ヒューズ																						
・高圧負荷開閉機																						
・直流電源装置、交流無停電電源装置																						
・太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)																						
・監視カメラ装置																						
・中央監視制御装置																						

章	項目	特記事項																					
一般共通事項	○ 適用区分 (建築工事に準ずる)	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ○ 風圧力 風速(V ₀)= 地表面粗度区分() ○ 積雪荷重 建設省告示第1455号における区域 別表()																					
	● 電気工作物保安規定	電気主任技術者の自家用電気工作物保安規程を適用する。																					
	● 電気工事士	最大電力500kW以上の場合においても、第1種電気工事士により施工を行う。																					
	● 材料・機材の品質等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 下表に機材名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。 ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③ 安定的な供給が可能であること。 ④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 材 名</th> <th>製造業者等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・蛍光灯器具(防塵照明器具及び防災用照明器具を除く)</td> <td rowspan="19"></td> </tr> <tr> <td>○LED照明器具(一般屋内用に限る)</td> </tr> <tr> <td>・照明制御装置</td> </tr> <tr> <td>・可変速電動機用インバータ装置</td> </tr> <tr> <td>○分電盤</td> </tr> <tr> <td>・制御盤</td> </tr> <tr> <td>・キュービクル式配電盤</td> </tr> <tr> <td>・高圧スイッチギア(DW型)</td> </tr> <tr> <td>・高圧スイッチギア(PW型)</td> </tr> <tr> <td>・高圧交流遮断器</td> </tr> <tr> <td>・高圧変圧器(特定機器)</td> </tr> <tr> <td>・高圧進相コンデンサ</td> </tr> <tr> <td>・高圧機流ヒューズ</td> </tr> <tr> <td>・高圧負荷開閉機</td> </tr> <tr> <td>・直流電源装置、交流無停電電源装置</td> </tr> <tr> <td>・太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)</td> </tr> <tr> <td>・監視カメラ装置</td> </tr> <tr> <td>・中央監視制御装置</td> </tr> </tbody> </table>	機 材 名	製造業者等名	・蛍光灯器具(防塵照明器具及び防災用照明器具を除く)		○LED照明器具(一般屋内用に限る)	・照明制御装置	・可変速電動機用インバータ装置	○分電盤	・制御盤	・キュービクル式配電盤	・高圧スイッチギア(DW型)	・高圧スイッチギア(PW型)	・高圧交流遮断器	・高圧変圧器(特定機器)	・高圧進相コンデンサ	・高圧機流ヒューズ	・高圧負荷開閉機	・直流電源装置、交流無停電電源装置	・太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)	・監視カメラ装置	・中央監視制御装置
機 材 名	製造業者等名																						
・蛍光灯器具(防塵照明器具及び防災用照明器具を除く)																							
○LED照明器具(一般屋内用に限る)																							
・照明制御装置																							
・可変速電動機用インバータ装置																							
○分電盤																							
・制御盤																							
・キュービクル式配電盤																							
・高圧スイッチギア(DW型)																							
・高圧スイッチギア(PW型)																							
・高圧交流遮断器																							
・高圧変圧器(特定機器)																							
・高圧進相コンデンサ																							
・高圧機流ヒューズ																							
・高圧負荷開閉機																							
・直流電源装置、交流無停電電源装置																							
・太陽光発電装置(パワーコンディショナ及び系統連系保護装置)																							
・監視カメラ装置																							
・中央監視制御装置																							

○ アスベスト含有製品 調査	イ) 撤去機器、器具等についてアスベスト含有製品調査を行い、監督職員に報告する。 調査範囲() 調査方法() ロ) 下記のアスベスト含有製品の定性分析調査を行うものとし、採取部位及びサンプル数は監督職員と協議する。 なお、調査にかかる費用は、○ 本工事 ○ 別途 とする。 ○ 埋戻し及び盛土 種別 ○ 根切り土 ○ A種 ○ B種(ただし、コンクリート管以外の管の周囲は山砂の層)
○ 電源周波数	50Hz はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告する。
○ 非破壊検査	イ) 放射線透過検査等による埋設物の調査 ロ) 範囲は監督職員の指示によるものとし、費用は別途とする。
○ あと施工アンカー	イ) あと施工アンカー(接着系アンカー(有機系)金属拡張系アンカー(本体打込み式)) ロ) 試験 性能確認試験 ○ 行わない ○ 行う 施工後確認試験 ○ 行う ○ 行わない
○ 撤去跡の補修	機器撤去後の天井、壁及び床等の補修は既存仕上げと同等の補修とする。
○ 既存施設等の復旧	施工に際し既存設備、施設等に損害を及ぼした場合は、原状に復旧する。
○ 支持金物・固定金具	イ) 屋外機器及び屋外の配管に使用する支持金物(ボルト類)はステンレス製(SUS304)とし、屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ(樹脂製)を取り付ける。 ロ) 振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 再使用する機器類は現場内で清掃の上、絶縁抵抗を測定して取り付ける
○ 再使用品の清掃等	○ 下記種類の改修等は、製造業者等による作業とする。 ○ 分電盤 ○ 制御盤 ○ 受変電盤 ○ 引込開閉器盤 ○ 壁類の改修完了後下記資料を監督職員に提出する ○ システム機能動作確認書 ○ 事前機能確認書 ○ 試験、調整確認書 ○ 壁類の工事完了後に、単線結線図の更新を行う。
○ 既存壁の改修	各機器の個別運転後に下記の総合調整を行い、機能確認報告書を監督職員に提出する。 ○ 照明装置 ○ 受変電設備 ○ 直流電源装置 ○ 交流無停電電源装置 ○ 構内交換設備 ○ 構内情報通信網設備 ○ 監視カメラ設備 外部に面する壁、天井で建築工事でPF板(スタyroホーム等)打ち込み箇所に取り付ける位置ボックスなどは保温、結露防止の処理を行う。
○ 総合調整	合成樹脂製可とう管はPF管(一重管)とし、温度による分類はタイプ-25とする。
○ 保温、結露防止	分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは、監督職員との承認を受けて、変更してもさしつかえない。
○ 合成樹脂製可とう管	電線本数、管路など
○ 電線本数、管路など	○ 電線・ケーブル
○ 電線・ケーブル	○ インサート
○ インサート	○ 呼び線
○ 呼び線	○ フラッシュプレート
○ フラッシュプレート	○ フロアプレート
○ フロアプレート	○ 発電機回路用コンセント
○ 発電機回路用コンセント	○ 接地極の種類及び位置表示
○ 接地極の種類及び位置表示	○ 塗装
○ 塗装	○ 機器取付高さ
○ 機器取付高さ	● 保険
● 保険	○ タンブラスイッチ
○ タンブラスイッチ	○ OAフロア用配線器具の蓋
○ OAフロア用配線器具の蓋	○ 人感センサー用プレート
○ 人感センサー用プレート	○ 経年検査
○ 経年検査	○ 各設備
○ 各設備	○ 電子納品
○ 電子納品	

○ タンブラスイッチ	ネム付とする
○ OAフロア用配線器具の蓋	○ アルミ製 ○ 樹脂製
○ 人感センサー用プレート	特記の無いイーネズジョイント用OAタップは次の使用とする。 2P15A(接地極付き排止型)×4コード3m(マグネット付き) 通電表示灯付き 照明の人感センサー制御を行う部屋には、下記の注意プレートを設置する。 材質:アクリル板 文字:印刷文字 参考文例:「人の動きを検知して点灯いたします。一定時間動きがなければ消灯しますので、 注意プレート設置室:○ 便 所 ○
○ 経年検査	天井内に取付けるターミナルユニット付きリモコンリレーの設置場所は、点滅系統内の第1照明器具近傍とする。ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議する。 LED照明器具の制御装置記号が特記されていないものは「一般型(LN)」とする。 一般照明的な用途は、明るさセンサが設置される部屋がセンサ1個につき1ヶ所以上(明るさセンサの設定値共)設置されない部屋は1ヶ所以上の測定を行う。
○ 電子納品	

○ 分電盤	○ 埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(PF22)を1本、5個以下の場合(PF22)を2本、天井まで立上げる。 ○ 分電盤の分岐回路に使用する配線用遮断器及び漏電遮断器は、JIS協約形の1Pサイズ(100V2P1E、200V2P2E)とする。 制御盤等で配管ボンドとなる負荷には接地端子を設けない。 三相可変速運転インバータ装置の規約効率は、次の値以上とする。																																																																																																												
○ 動力設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>電動機出力(Kw)</th> <th>0.4</th> <th>0.75</th> <th>1.5</th> <th>2.2</th> <th>3.7</th> <th>5.5</th> <th>7.5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規約効率(%)</td> <td>86.0</td> <td>88.5</td> <td>92.0</td> <td>93.0</td> <td>94.0</td> <td>94.0</td> <td>94.5</td> </tr> <tr> <th>電動機出力(Kw)</th> <th>11.0</th> <th>15.0</th> <th>18.5</th> <th>22.0</th> <th>30.0</th> <th>37.0</th> <th>45.0</th> </tr> <tr> <td>規約効率(%)</td> <td>94.5</td> <td>95.0</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> <td>95.5</td> </tr> </tbody> </table>	電動機出力(Kw)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	電動機出力(Kw)	11.0	15.0	18.5	22.0	30.0	37.0	45.0	規約効率(%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5																																																																												
電動機出力(Kw)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5																																																																																																						
規約効率(%)	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5																																																																																																						
電動機出力(Kw)	11.0	15.0	18.5	22.0	30.0	37.0	45.0																																																																																																						
規約効率(%)	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5																																																																																																						
○ インバータ装置の規約効率	備考 (1) 規約効率は、JEM-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。 (2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4、6極50Hzの電動機を駆動した時の値とする。																																																																																																												
○ 動力設備	※ 図示なき室については脚立足場程度とする。 養生はブルーシート養生程度とし、器具更新に伴う埃・塵対策を行う事。 ※ 街路灯更新は、高所作業車を見込む。																																																																																																												
○ インバータ装置の規約効率	● ローリングタワー足場 残置期間1ヵ月 3段 H=5.4m 残置期間1ヵ月 4段 H=7.1m:多目的ホール、ステージ 残置期間1ヵ月 5段 H=8.8m 残置期間1ヵ月 6~7段 H=11.1m:アリーナ ※ 仮設材運搬費、床養生費を含む																																																																																																												
○ 動力設備	表1「接地極一覧表」 接地極の種類は下記を標準とし、EBの長さは1,500mmとする。ただし、D=10は1,000mm、W=30は1,200mmとする。A、装柱機器及び屋外用接地極の埋設率は不要とする。																																																																																																												
○ インバータ装置の規約効率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>接地の種類</th> <th>記号</th> <th>接地抵抗値</th> <th>接地極の規格、数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○ 雷保護用接地</td> <td>E_{LA}</td> <td>Ω以下</td> <td>EP×2</td> </tr> <tr> <td>○ 雷保護用接地</td> <td>E_{LA}</td> <td>Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-1極</td> </tr> <tr> <td>○ 共同接地</td> <td>E_AE_DE_{LH}</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2極</td> </tr> <tr> <td>○ 共同接地</td> <td>E_AE_CE_D</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2極</td> </tr> <tr> <td>○ A種接地</td> <td>E_A</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2極</td> </tr> <tr> <td>○ B種接地</td> <td>E_B</td> <td>Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×2</td> </tr> <tr> <td>○ C種接地</td> <td>E_C</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2極</td> </tr> <tr> <td>○ D種接地</td> <td>E_D</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×1</td> </tr> <tr> <td>○ 漏電遮断器回路</td> <td>E_{EL}</td> <td>500Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×1</td> </tr> <tr> <td>○ 構内交換機(通信用)</td> <td>E_t</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2極</td> </tr> <tr> <td>○ 本配線盤の保安装置</td> <td>E_{At}</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2極</td> </tr> <tr> <td>○ 電話引込口の保安装置</td> <td>E_{Lt}</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×1</td> </tr> <tr> <td>○ アンテナ保安器</td> <td>E_{Lt}</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×1</td> </tr> <tr> <td>○ 拡声増幅器</td> <td>E_{Dt}</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×1</td> </tr> <tr> <td>○ 防犯装置用</td> <td>E_S</td> <td>Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-1極</td> </tr> <tr> <td>○ 測定用補助設置機</td> <td>E_O</td> <td>—————</td> <td>EB(D=10又はW=30)×1</td> </tr> <tr> <td>○ 避雷器用(低圧用)</td> <td>E_{LL}</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2極</td> </tr> <tr> <td>○ 避雷器用(高圧用)</td> <td>E_{LH}</td> <td>10Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×3連-2極</td> </tr> <tr> <td>○ 避雷器用(モデム用)</td> <td>E_{MD}</td> <td>100Ω以下</td> <td>EB(D=14又はW=40)×1</td> </tr> </tbody> </table>	接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格、数量	○ 雷保護用接地	E _{LA}	Ω以下	EP×2	○ 雷保護用接地	E _{LA}	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-1極	○ 共同接地	E _A E _D E _{LH}	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極	○ 共同接地	E _A E _C E _D	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極	○ A種接地	E _A	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極	○ B種接地	E _B	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×2	○ C種接地	E _C	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極	○ D種接地	E _D	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1	○ 漏電遮断器回路	E _{EL}	500Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1	○ 構内交換機(通信用)	E _t	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極	○ 本配線盤の保安装置	E _{At}	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極	○ 電話引込口の保安装置	E _{Lt}	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1	○ アンテナ保安器	E _{Lt}	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1	○ 拡声増幅器	E _{Dt}	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1	○ 防犯装置用	E _S	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-1極	○ 測定用補助設置機	E _O	—————	EB(D=10又はW=30)×1	○ 避雷器用(低圧用)	E _{LL}	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極	○ 避雷器用(高圧用)	E _{LH}	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極	○ 避雷器用(モデム用)	E _{MD}	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1																												
接地の種類	記号	接地抵抗値	接地極の規格、数量																																																																																																										
○ 雷保護用接地	E _{LA}	Ω以下	EP×2																																																																																																										
○ 雷保護用接地	E _{LA}	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-1極																																																																																																										
○ 共同接地	E _A E _D E _{LH}	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極																																																																																																										
○ 共同接地	E _A E _C E _D	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極																																																																																																										
○ A種接地	E _A	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極																																																																																																										
○ B種接地	E _B	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×2																																																																																																										
○ C種接地	E _C	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極																																																																																																										
○ D種接地	E _D	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1																																																																																																										
○ 漏電遮断器回路	E _{EL}	500Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1																																																																																																										
○ 構内交換機(通信用)	E _t	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極																																																																																																										
○ 本配線盤の保安装置	E _{At}	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極																																																																																																										
○ 電話引込口の保安装置	E _{Lt}	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1																																																																																																										
○ アンテナ保安器	E _{Lt}	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1																																																																																																										
○ 拡声増幅器	E _{Dt}	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1																																																																																																										
○ 防犯装置用	E _S	Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-1極																																																																																																										
○ 測定用補助設置機	E _O	—————	EB(D=10又はW=30)×1																																																																																																										
○ 避雷器用(低圧用)	E _{LL}	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極																																																																																																										
○ 避雷器用(高圧用)	E _{LH}	10Ω以下	EB(D=14又はW=40)×3連-2極																																																																																																										
○ 避雷器用(モデム用)	E _{MD}	100Ω以下	EB(D=14又はW=40)×1																																																																																																										
○ 動力設備	表2「機器取付高さ」																																																																																																												
○ 動力設備	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 器</th> <th>測 点</th> <th>取付高 (mm)</th> <th>機 器</th> <th>測 点</th> <th>取付高 (mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">共 通</td> <td>取引用計器</td> <td>地上~窓中心</td> <td>1,800~2,000</td> <td rowspan="4">電 話</td> <td>集合保安装置</td> <td>天井~上端</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>端子盤(廊下、室内)</td> <td>床下~下端</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>端子盤(EP5など)</td> <td>床下~中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>壁付電線箱</td> <td>床下~中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">電 灯</td> <td>分電盤</td> <td>床下~中心</td> <td>1,500(上層1,900以下)</td> <td>壁付アクトレット(一般)</td> <td>床下~中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>壁付アクトレット(和室)</td> <td>床下~中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>スイッチ(一般)</td> <td>床下~中心</td> <td>1,300</td> <td>壁掛形時計</td> <td>床下~中心</td> <td>1,500(上層1,900以下)</td> </tr> <tr> <td>スイッチ(和室)</td> <td>床下~中心</td> <td>1,200</td> <td>壁付子母計</td> <td>床下~中心</td> <td>天井高×0.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">時 計</td> <td>コンセント(一般)</td> <td>床下~中心</td> <td>300</td> <td>壁付分電盤</td> <td>床下~中心</td> <td>天井高×0.9</td> </tr> <tr> <td>コンセント(和室)</td> <td>床下~中心</td> <td>150</td> <td>壁付アッチネータ</td> <td>床下~中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>コンセント(倉上)</td> <td>倉上~中心</td> <td>150~200</td> <td>情報表示盤</td> <td>床下~中心</td> <td>天井高×0.9</td> </tr> <tr> <td>コンセント(厨房)</td> <td>床下~中心</td> <td>800~1,000</td> <td>壁付発信機</td> <td>床下~中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">表 示 器</td> <td>コンセント(車庫)</td> <td>床下~中心</td> <td>1,300</td> <td>バルブプー、チャイルド</td> <td>床下~中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>コンセント(機械室)</td> <td>床下~中心</td> <td>500~1,000</td> <td>壁付押しボタン(一般)</td> <td>床下~中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>コンセント(屋外)</td> <td>地上~中心</td> <td>1,000~1,300</td> <td>テレビインターホン(観視)</td> <td>床下~中心</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>テレビインターホン(子機)</td> <td>床下~中心</td> <td>約1,350</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">イ ン タ ー ホ ン</td></tr></tbody></table>	機 器	測 点	取付高 (mm)	機 器	測 点	取付高 (mm)	共 通	取引用計器	地上~窓中心	1,800~2,000	電 話	集合保安装置	天井~上端	200				端子盤(廊下、室内)	床下~下端	300				端子盤(EP5など)	床下~中心	1,500				壁付電線箱	床下~中心	1,300	電 灯	分電盤	床下~中心	1,500(上層1,900以下)	壁付アクトレット(一般)	床下~中心	300				壁付アクトレット(和室)	床下~中心	150	スイッチ(一般)	床下~中心	1,300	壁掛形時計	床下~中心	1,500(上層1,900以下)	スイッチ(和室)	床下~中心	1,200	壁付子母計	床下~中心	天井高×0.9	時 計	コンセント(一般)	床下~中心	300	壁付分電盤	床下~中心	天井高×0.9	コンセント(和室)	床下~中心	150	壁付アッチネータ	床下~中心	1,300	コンセント(倉上)	倉上~中心	150~200	情報表示盤	床下~中心	天井高×0.9	コンセント(厨房)	床下~中心	800~1,000	壁付発信機	床下~中心	1,300	表 示 器	コンセント(車庫)	床下~中心	1,300	バルブプー、チャイルド	床下~中心	2,300	コンセント(機械室)	床下~中心	500~1,000	壁付押しボタン(一般)	床下~中心	1,300	コンセント(屋外)	地上~中心	1,000~1,300	テレビインターホン(観視)	床下~中心	1,400				テレビインターホン(子機)	床下~中心	約1,350	イ ン タ ー ホ ン
機 器	測 点	取付高 (mm)	機 器	測 点	取付高 (mm)																																																																																																								
共 通	取引用計器	地上~窓中心	1,800~2,000	電 話	集合保安装置	天井~上端	200																																																																																																						
					端子盤(廊下、室内)	床下~下端	300																																																																																																						
					端子盤(EP5など)	床下~中心	1,500																																																																																																						
					壁付電線箱	床下~中心	1,300																																																																																																						
電 灯	分電盤	床下~中心	1,500(上層1,900以下)	壁付アクトレット(一般)	床下~中心	300																																																																																																							
				壁付アクトレット(和室)	床下~中心	150																																																																																																							
	スイッチ(一般)	床下~中心	1,300	壁掛形時計	床下~中心	1,500(上層1,900以下)																																																																																																							
	スイッチ(和室)	床下~中心	1,200	壁付子母計	床下~中心	天井高×0.9																																																																																																							
時 計	コンセント(一般)	床下~中心	300	壁付分電盤	床下~中心	天井高×0.9																																																																																																							
	コンセント(和室)	床下~中心	150	壁付アッチネータ	床下~中心	1,300																																																																																																							
	コンセント(倉上)	倉上~中心	150~200	情報表示盤	床下~中心	天井高×0.9																																																																																																							
	コンセント(厨房)	床下~中心	800~1,000	壁付発信機	床下~中心	1,300																																																																																																							
表 示 器	コンセント(車庫)	床下~中心	1,300	バルブプー、チャイルド	床下~中心	2,300																																																																																																							
	コンセント(機械室)	床下~中心	500~1,000	壁付押しボタン(一般)	床下~中心	1,300																																																																																																							
	コンセント(屋外)	地上~中心	1,000~1,300	テレビインターホン(観視)	床下~中心	1,400																																																																																																							
				テレビインターホン(子機)	床下~中心	約1,350																																																																																																							
イ ン タ ー ホ ン																																																																																																													

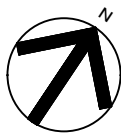


1階平面図

記号	名称	概要
A	蛍光灯 直付型 (天井付)	FSS 5-402 (撤去)
B	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FRS24-321 (撤去)
C1	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FRS19-321 (撤去)
C2	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FRS19-322 (撤去)
D1	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSS 9-321 (撤去)
D2	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSS 9-321 (ガード付) (撤去)
D3	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSS 9-322 (撤去)
E	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FRL 9-322 (撤去)
F1	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSR 2-321 (撤去)
F2	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSR 2-322 (撤去)
G	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FPL36W x4 (埋込アリスム) (撤去)
H	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FPL36W x3 (埋込ルーバー) (撤去)
I	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FPL27W x2 (埋込ルーバー) (撤去)
J	蛍光灯 露出型 (天井付)	FHF32W x2 (半円型) (撤去)
K	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FPL36W x3 (埋込下照射) (撤去)
L	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FPL36W x4 (埋込ルーバー) (撤去)
M	蛍光灯 露出型 (壁付)	FBS 3-401 (撤去)
N1	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSS 4-201 (撤去)
N2	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSS 4-202 (撤去)
O	蛍光灯 露出型 (コード吊)	FCL32W + 30W (撤去)
P	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FDL16W x1 (撤去)
Q1	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 10W x1 (カバー付ミラー灯) (撤去)
Q2	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 20W x1 (カバー付ミラー灯) (撤去)
R	蛍光灯 露出型 (壁付)	FBS 2-201 (撤去)
S	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 10W x1 (ベットライト) (撤去)
T	白熱灯 露出型 (天井付)	ISC2MP-40 (撤去)
U	白熱灯 露出型 (壁付)	IBC4MP-60 (撤去)
V	白熱灯 露出型 (天井付)	IL 40W x1 (レセップ型) (撤去)
W	HID灯 埋込型 (天井付)	MF300W x1 (リフター付) (撤去)
X	HID灯 露出型 (天井付)	MF700W x1 (ガード、リフター付) (撤去)
Y	蛍光灯 露出型 (壁付)	FPL18W x1 (カバー付) (撤去)
Z	蛍光灯 露出型 (壁付)	FDL18W x1 (カバー付) (撤去)
a	白熱灯 露出型 (天井付)	IL100W x1 (スポット) (撤去)
b	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FDL18W x1 (撤去)
d	白熱灯 露出型 (天井付)	IL1000W x1 (スポット) (撤去)
イ	誘導灯 露出型 (壁付)	SH1-FBF10-101 (撤去)
ロ	誘導灯 露出型 (天井付)	ST1-FSF11-101 (撤去)
ハ	誘導灯 露出型 (壁付)	ST1-FBF10-101 (撤去)
ニ	蛍光灯 直付型 (天井付)	FSS 1-201 (撤去)
ホ	蛍光灯 直付型 (天井付)	FL 20W x1 (防塵型) (撤去)
	LED灯 (露出型) (天井付)	工事対象外
	LED灯 (埋込型) (天井付)	工事対象外

特記事項

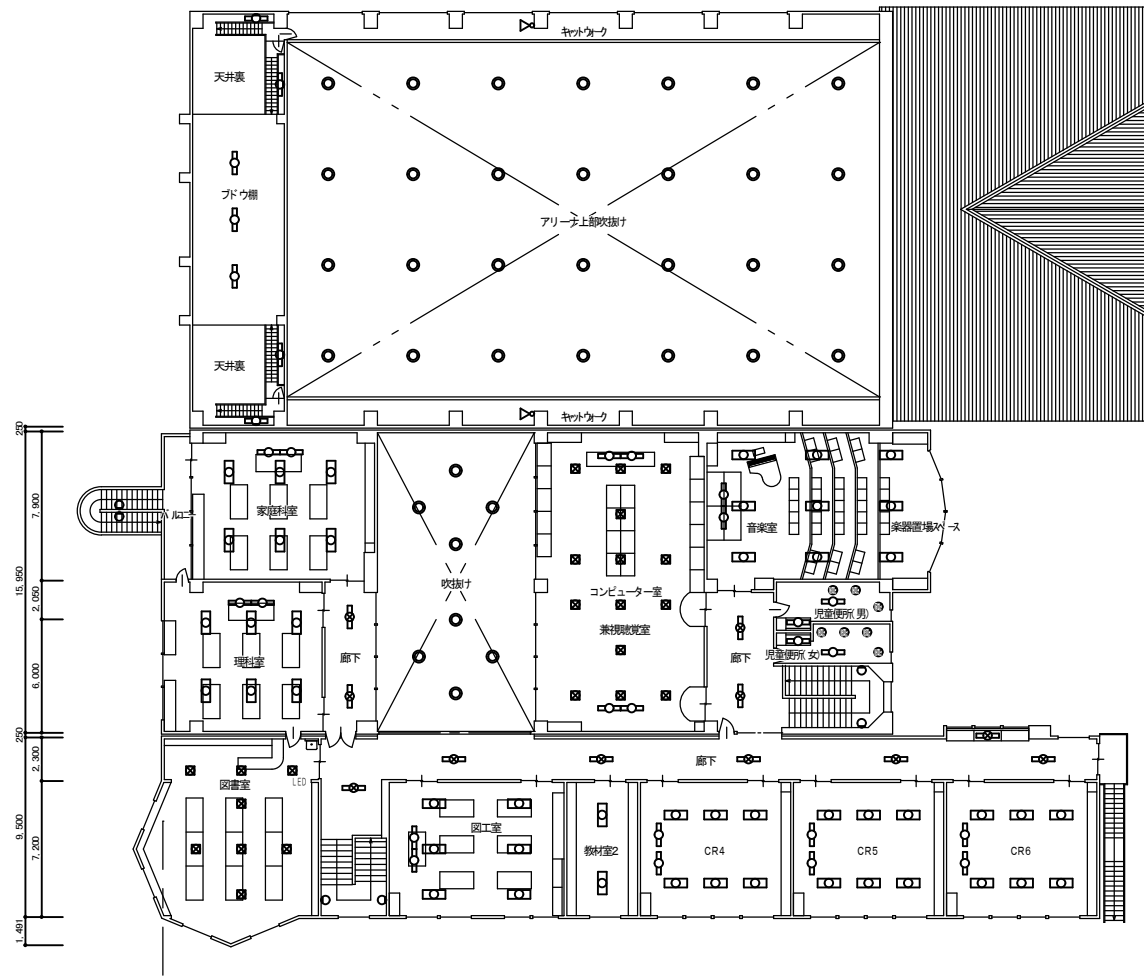
1. 照明器具類更新に伴う撤去工事を行う事。
2. 撤去品については適正に処理の事。
3. 不要となる配線は切り離しの上、絶縁処理とする。
4. 撤去、更新工事に伴い疑義が生じた際は監督員と協議とする。



アリーナ上部	
X	28
d	2

1,500	9,775	37,050	8,450	9,000	9,825
2,000	6,450	2,775		3,675	6,150

天井裏	
M	2
ブドウ棚	
F1	3
天井裏	
M	2
窓外階段	
Z	2
家庭科室	
B	2
J	6
理科室	
B	2
J	6
廊下	
C1	2

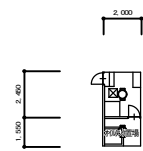


11,950	7,900
2,150	6,000
200	2,300
8,950	7,200
1,400	

音楽室	
B	2
J	9
児童便所(男)	
D1	2
P	3
児童便所(女)	
D1	2
P	4
廊下	
C1	2

図書室	
K	7
吹抜け	
W	8
廊下・水飲み	
C1	7
コンピューター室	
B	4
L	1.4
階段室	
Y	2
図工室	
B	2
J	6
教材室2	
D3	2
CR4	
A	6
B	2
CR5	
A	6
B	2
CR6	
A	6
B	2

小室裏	
二	1
オイルタンク置場	
ホ	1



2階平面図

小屋裏平面図

記号	名称	概要
A	蛍光灯 直付型 (天井付)	FSS 5-402 (撤去)
B	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FRS24-321 (撤去)
C1	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FRS19-321 (撤去)
C2	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FRS19-322 (撤去)
D1	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSS 9-321 (撤去)
D2	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSS 9-321 (ガード付) (撤去)
D3	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSS 9-322 (撤去)
E	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FRL 9-322 (撤去)
F1	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSR 2-321 (撤去)
F2	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSR 2-322 (撤去)
G	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FPL36W x4 (埋込アリスム) (撤去)
H	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FPL36W x3 (埋込ルーバー) (撤去)
I	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FPL27W x2 (埋込ルーバー) (撤去)
J	蛍光灯 露出型 (天井付)	FHF32W x2 (半円型) (撤去)
K	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FPL36W x3 (埋込下照射) (撤去)
L	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FPL36W x4 (埋込ルーバー) (撤去)
M	蛍光灯 露出型 (壁付)	FBS 3-401 (撤去)
N1	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSS 4-201 (撤去)
N2	蛍光灯 露出型 (天井付)	FSS 4-202 (撤去)
O	蛍光灯 露出型 (コード形)	FCL32W + 30W (撤去)
P	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FDL16W x1 (撤去)
Q1	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 10W x1 (カバー付ミラー灯) (撤去)
Q2	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 20W x1 (カバー付ミラー灯) (撤去)
R	蛍光灯 露出型 (壁付)	FBS 2-201 (撤去)
S	蛍光灯 露出型 (壁付)	FL 10W x1 (ベットライト) (撤去)
T	白熱灯 露出型 (天井付)	ISC2MP-40 (撤去)
U	白熱灯 露出型 (壁付)	IBC4MP-60 (撤去)
V	白熱灯 露出型 (天井付)	IL 40W x1 (レセップ型) (撤去)
W	HID灯 埋込型 (天井付)	MF300W x1 (リフター付) (撤去)
X	HID灯 露出型 (天井付)	MF700W x1 (ガード、リフター付) (撤去)
Y	蛍光灯 露出型 (壁付)	FPL18W x1 (カバー付) (撤去)
Z	蛍光灯 露出型 (壁付)	FDL18W x1 (カバー付) (撤去)
a	白熱灯 露出型 (天井付)	IL100W x1 (スポット) (撤去)
b	蛍光灯 埋込型 (天井付)	FDL18W x1 (撤去)
d	白熱灯 露出型 (天井付)	IL1000W x1 (スポット) (撤去)
イ	誘導灯 露出型 (壁付)	SH1-FBF10-101 (撤去)
ロ	誘導灯 露出型 (天井付)	ST1-FSF11-101 (撤去)
ハ	誘導灯 露出型 (壁付)	ST1-FBF10-101 (撤去)
ニ	蛍光灯 直付型 (天井付)	FSS 1-201 (撤去)
ホ	蛍光灯 直付型 (天井付)	FL 20W x1 (防塵型) (撤去)
	LED	LED灯 (天井付) 工事対象外
	LED	LED灯 (天井付) 工事対象外

特記事項

1. 照明器具類更新に伴う撤去工事を行う事。
2. 撤去品については適正に処理の事。
3. 不要となる配線は切り離しの上、絶縁処理とする。
4. 撤去、更新工事に伴い疑義が生じた際は監督員と協議とする。

